

令和7年第2回

西予市議会定例会議案
(追加分)

西 予 市

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第93号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第94号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	3

議案第 9 3 号

西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例
制定について

西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例

西予市投票管理者等の報酬に関する条例(平成16年西予市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「10,800円」を「12,200円」に改め、同項第2号中「12,800円」を「14,500円」に改め、同項第3号中「11,300円」を「12,800円」に改め、同項第4号中「10,800円」を「12,200円」に改め、同項第5号中「10,900円」を「12,400円」に改め、同項第6号中「9,600円」を「10,900円」に改め、同項第7号及び第8号中「8,900円」を「10,100円」に改め、同項第9号中「10,900円」を「12,400円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 4 号

西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例
の一部を改正する条例制定について

西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に
準じ、本条例の一部を改正するものである。

西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の
一部を改正する条例

西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例(平成16年西予市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第9条及び第11条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される西予市議会の議員及び長の選挙から適用する。

